

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

3月26日（火）に更新しました。

経営相談窓口

1月29日(水)より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」が設置され、経営相談に対応しております。

まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

平日のご相談

※ 経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



土日・祝日のご相談

※ 土日・祝日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html>



資金繰り 支援内容一覧

信用保証

セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全 <u>国47都道府県を対象地域に100%保証、5号</u> <u>は影響を受けている業種を対象に80%保証。</u>	危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円) <u>で、全国・全業種※を対象に100%保証。</u> <small>※一部保証対象外の業種があります。</small>	
一般保証枠 (2.8億円)	SN保証枠 (2.8億円)	危機関連保証枠 (2.8億円)
<small>4号：100%保証 (全都道府県) 5号：80%保証 (指定業種) 別枠 (2.8億円) は共有</small>		<small>危機関連保証：100%保証 (全国・全業種)</small>

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資	金利▲0.9引下げ	金利引下げなし
新型コロナウイルス感染症特別貸付 危機対応融資 金利当初3年▲0.9%引下げ 【対象要件】 売上高▲5%以上減少 <small>※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応</small>	特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者を 対象に利子補給 【対象要件】 個人事業主（小規模）：要件なし 小規模（法人）：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減	セーフティネット貸付 基準金利 【対象要件】 売上高等の要件はなし
+		また、小規模事業者※であれば、 マル経融資 を活用し、別枠で最大1,000 万円まで、金利を▲0.9%引き 下げることが可能。 <small>※商工会・商工会議所の経営指導を受けることが条件</small>

信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りが支援されます。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

※ 平日・休日9時00分~17時00分

金融庁相談ダイヤル 0120-156811 (フリーダイヤル)

※ 平日10時00分~17時00分 ※ IP電話からは03-5251-6813におかけください。

セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは?

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証 (最大2.8 億円) とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠 (最大2.8億円) で借入債務の100%を保証。

※ 売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

- ・ セーフティネット保証4号の概要
(<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001-1.pdf>)

セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠 (最大2.8億円、4号と同枠) で借入債務の80%を保証。

※ 売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

- ・ セーフティネット保証5号の概要
(<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-2.pdf>)

※ 3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和

4号の対象地域及び5号の対象業種は?

- ・ SN4号: 3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ・ SN5号: 3月23日に、令和2年度第1四半期分の対象業種を公表しました。これまで追加指定してきた業種も含めて587業種が指定対象となります。具体的な指定業種は以下URLもしくは経済産業省・中企庁 HPよりご確認下さい。
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200323008/20200323008-2.pdf>

ご利用手続の流れ (4号・5号)

- ① 対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。
- ② 希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます(事前相談も可)。

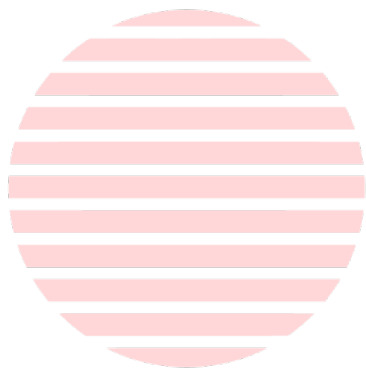
※ ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※ 保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】 最寄りの信用保証協会

※ 経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」 または右のQRコードよりご確認ください。

土日・祝日の連絡先については、1ページ「土日・祝日のご相談」をご確認ください。



omni[®]

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種*の事業者を対象に「危機関連保証」(100%保証)として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8億円)を措置。

*一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保



【お問合せ先】

最寄りの信用保証協会 経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日の連絡先については、1ページ「土日・祝日のご相談」をご確認ください。



雇用調整助成金の特例措置

※ 3/10より更に要件緩和

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

助成内容

【助成率】 大企業1/2、中小企業2/3

【支給限度日数】 1年間で100日

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置①

休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します

【特例措置①の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※ 日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

【特例措置①の内容】 ※ ⑤ ⑥ は3/10より適用

- ① 休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ② 生産指標(売上高等10%減)の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。
- ③ 雇用指標(最近3か月の平均値)が対前年比で増加している場合も対象。
- ④ 事業所設置後、1年未満の事業主も対象。
- ⑤ 雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象に。
- ⑥ 過去に本助成金を受給したことがある事業主について、
前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象に。
支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません

※ 詳細は「厚生労働省 雇用調整助成金」で検索、もしくは以下URLにてご確認下さい。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

厚生年金保険料等の猶予制度

1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を經由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ① 財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ② 事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③ 事業を廃止し、または休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと

「1.換価の猶予」または「2.納付の猶予」が認められると、

- ・ 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- ・ 財産の差押えや換価(売却等現金化)が猶予されます。
- ・ 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所(以下URLもしくは右のQRコード)

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

申請書類・手続等(以下URLもしくは右のQRコード)

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>



税務申告・納付期限については以下URL、34ページ「税務申告・納付期限の延長」をご確認下さい。<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、換価の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、納税の猶予が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査が早期に行われます。

【個別の事情】

- ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合
- ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合
- ③ 事業を廃止し、又は休止した場合
- ④ 事業に著しい損失を受けた場合

猶予が認められた場合

- 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

※ 詳細は「国税庁」で検索、又は以下URLにてご確認下さい。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

地方税の猶予制度

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

- ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合
- ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合
- ③ 事業を廃止し、又は休止した場合
- ④ 事業に著しい損失を受けた場合

2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【お問合せ先】

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

Source: Ministry of Economy, Trade and Industry (経済産業省)
[meti.go.jp \(https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf\)](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf)